

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則（昭和34年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（略）					別表（略）				
種類		細目	単位	金額	種類		細目	単位	金額
1	(i)	ア 食品分析			1	(i)	ア 機器による分析		
		清酒官能検査	1試料につき	1,700円			(7)～(h) (略)	(略)	(略)
		イ 機器による分析		(略)			(略)	(略)	(略)
		(7)～(h) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(8) フーリエ変換赤外分光分析	(略)	4,960円			(略)	(略)	(略)
		(9) 顕微赤外分光分析	(略)	21,910円			(略)	(略)	(略)
		(10) エネルギー分散型X線分光法による定性分析	(略)	10,810円			(略)	(略)	(略)
		(11) エネルギー分散型X線分光法による面分析	(略)	9,840円			(略)	(略)	(略)
		ウ (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
2	(i)	(略)			2	(i)	(略)		
		オ 接着力試験		(略)			(略)	(略)	(略)
		(7) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(8) 温冷水浸漬 ^{せき} 試験	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
工業用材料試験	(i)	(7) 1類浸漬 ^{せき} 剥離試験	(略)	(略)	(i)	(7)	1類浸 ^{せき} 剥離試験	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	

に 関 す る 試 験	験	(イ) <u>2類浸漬剥離試</u> <u>験</u>	(略)	(略)	
		(i) (略)	(略)	(略)	
		(略)			
	(略)				
	(3)	ア	電子顕微鏡試験	(略)	20,120円
			走査電子顕微鏡に よる観察	(略)	2,180円
			前処理	(略)	1,410円
			(略)		
		ウ	音響特性試験 (イ)～(i) (略)	(略)	(略)
	(略)				
(略)					

に 関 す る 試 験	験	(イ) <u>2類浸せき剥離</u> <u>試験</u>	(略)	(略)	
		(i) (略)	(略)	(略)	
		(略)			
	(略)				
	(3)	ア	電子顕微鏡試験	(略)	20,090円
			走査電子顕微鏡に よる観察	(略)	1,990円
			前処理	(略)	1,280円
			(略)		
		ウ	音響特性試験 (イ)～(i) (略)	(略)	(略)
		(i) <u>ダミーヘッド音</u> <u>響測定試験</u>	1 試料 1 測定につ き	8,620円	
(略)					
(略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に依頼を受けた静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例（昭和34年静岡県条例第13号）第1条に規定する分析等に係る手数料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。